

## 無形土木遺産の保存と伝承

### The conservation and transmission of immaterial civil engineering heritages

竹林 征三\* 丹羽 薫\*\* 長野 幸司\*\*\*

By Seizo Takebayashi, Kaoru Niwa, Koji Nagano

#### 1. はじめに

歴史的な遺産として土木構造物を評価し保存すべきであるとの社会的要請が徐々にではあるが大きくなってきている。しかしながら、土木遺産の象徴としての構造物以外にも文化遺産としての価値を見いだせる土木の事象が存在する。そしてそれらは土木構造物と同様に文化的価値を有しているものと考えられる。

本稿は、これら無形土木遺産について、その保存の一助とすべく、有形土木遺産との差異、分類とそれぞれの特徴についてとりまとめたものである。

#### 2. 土木遺産とは

広辞苑によると、文化遺産とは「将来の文化的発展のため継承されるべき過去の文化」とある。それでは土木遺産とはどのようなものであろうか。

文化財保護法では文化財をどのように定義しているのであろうか。文化財保護法では法第二条において、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の5つに分類したうえで、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いもの、我が国の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの、を文化財としている。また法第三条において文化財を、「我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と規定し

ている。

また筆者らは、「ある当初目的で土木施設としての設置後、社会寿命すなわち社会的需要変化により当初の目的を変化させる必要が生じた時、あるいは老化等物理的寿命により旧施設を大幅に改造修復をしなければならなくなった時に、旧施設の中の何かに後世に残す何らかの価値があるもの」として、文化遺産としての土木施設を定義した<sup>1)</sup>。すなわち、施設設置の意義(価値)を社会的価値と物理的価値に分類し、そのどちらか片方が消失した時点が設置当初の意義を喪失した時点であり、その時点でそれ以外の価値を見いだせる土木施設を(有形)土木遺産としている。

これらを勘案すれば、土木遺産とは、「将来の文化的・技術的発展のため継承されるべき過去の土木事業に関する事象一般」と定義されと考えられる。

#### 3. 有形土木遺産と無形土木遺産について

土木遺産をこのように再定義した時、土木遺産の分類にも再定義の必要が生じる。すなわち、物理的に土木施設としての形状を有しているものと施設ではないものの2分類である。文化財保護法の分類と比較すれば、前者は有形文化財、記念物、伝統的建造物群に、後者は無形文化財、民俗文化財に対応する。さらに文化財保護法第八三条七にいう「選定保存技術」についても、無形土木遺産の一部と考えられる。選定保存技術とは、「文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講じる必要があるもの」である。

この分類は、価値がどの部分に存在するかが問題であって、遺産の対象となる事物が物理的に存在するか否かとは別次元の問題である。例えば記念碑について考えれば、これはある人物に遺徳を忍ぶもの、

キーワード：土木史

\* Jap.-会員 工修 建設省土木研究所環境部  
〒305 茨城県つくば市旭1番, 電話 0298(64)2211, FAX 0298(64)7183  
\*\* 正会員 工修 建設省土木研究所環境部環境計画研究室  
〒305 茨城県つくば市旭1番, 電話 0298(64)2211, FAX 0298(64)7221  
\*\*\* 建設省土木研究所環境部環境計画研究室  
〒305 茨城県つくば市旭1番, 電話 0298(64)2211, FAX 0298(64)7221

ある構造物が過去にそこに存在した事実を伝えるものであり、基本的に記念碑自身の価値は考えにくい。従って無形土木遺産の範疇と考える方が適当であろう。

従って本稿では、無形土木遺産を「土木遺産のうち、土木施設としての構造的特徴を持たないものの総称」と定義する。

土木遺産には複数の価値があるが、それを評価す

るためにはその価値によって有形土木遺産及び無形土木遺産の必要性に違いが生じる。例えば地域社会への貢献度を評価する場合、有形土木遺産は必ずしも必要としない。逆にランドマーク性を評価する場合、主たる価値は景観要素であり、基本的には無形土木遺産の必要性はない（但し、後述するように施設の名称が地域のシンボルとなる場合は考えられる）。これらをまとめて表－１に示す。

表－１ 土木遺産の価値評価における有形土木遺産と無形土木遺産の必要性と評価軸

| 希 求 内 容   | 価値を認めるもの                             | 土木遺産の価値の評価         | 有 形 | 無 形 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------|-----|-----|
| 歴 史 文 化 性 | 秘められた史実としての価値                        | 周知度の低さ、意外性の高さ      | △   | ○   |
|           | 史的人物との関わりとしての価値                      | 史的人物との関わりの強さ       | △   | ○   |
|           | 後世に伝えたいメッセージ<br>（伝承的価値）              | 感動と共鳴の強さ           | △   | ○   |
|           | 現代人がそのものから学ぶ教訓<br>（教訓的価値）            | 教訓の質の高さ、量          | △   | ○   |
|           | 土木施設が作った風土文化<br>（風土形成価値）             | 地域の個性想起の強さ、量       | △   | ○   |
|           | 文化芸術の舞台としての<br>土木施設の価値               | 舞台としての土木施設の有名度     | ○   | ○   |
|           | （懐古的価値）                              | ノスタルジーを与える人数、強さ    | △   | ○   |
| 技 術 歴 史 性 | 着想の卓抜性                               | 時代の超越度             | △   | ○   |
|           | 地域社会への貢献度                            | 地域悲願の大きさと充足度       | △   | ○   |
|           | 技術革新性（エポックメイキング）<br>（歴史を画するものとしての価値） | 先進性、古さ、規模、時代性により評価 | △   | ○   |
|           | 唯一性等希少価値                             | 希少度                | △   | ○   |
|           | 最大・最高・最長・最古等<br>（歴史記録性の価値）           | 記録更新の幅、記録保持期間の長さ   | △   | ○   |
| 審 美 性     | ランドマーク性<br>（シンボリック価値）                | 識別の容易さ、地域シンボル性の強さ  | ○   | －   |
|           | 審美的意匠性価値                             | 見るものに与える審美的感動の強さ   | ○   | －   |
| 知 的 充 足 感 | 学術的価値                                | 土木工学以外の学問的価値       | △   | △   |

○：価値評価のために必ず必要  
△：価値評価のためには必ずしも必要としない  
－：基本的に必要でない

#### ４．無形土木遺産の分類とその保存伝承

土木遺産をその保存手法から分類し、文化遺産としての価値とそれぞれの保存手法との相性を考察した結果を表－２に示す。ただし、表中で無形・有形の別を示しているが、概ねの対応を示したものであり厳密に言えばグレーゾーンが存在する。

このうちの無形土木遺産と保存形態との関連を考えてみる。記録書物、金石文、映像、記念館・資料

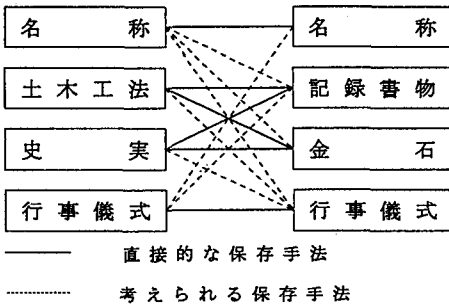
館は物理媒体による記録の保存としてくくることも考えられよう。この場合、記録したいもの、記録すべき価値があるものとはなにか。大別すればそれは土木工法の記録と事業化にあたっての史実になろう。事業化にあたっての史実とは、換言すれば地域の悲願である。

したがって無形土木遺産をその内容で分類した場合、（１）名称、（２）土木工法、（３）史実、（４）行事儀式等に分類できると考えられる。この

表－2 土木遺産の価値と土木遺産保存手法との相性

| 遺産形式分類<br>保存手法 |                                      | 無形土木遺産 |            |    |    |     |     |    |    |   |    | 有形土木遺産 |     |    |    |    |    |   |   |   |  |
|----------------|--------------------------------------|--------|------------|----|----|-----|-----|----|----|---|----|--------|-----|----|----|----|----|---|---|---|--|
|                |                                      | 名称     | 記録書物       | 金  | 石  | 文   | 映像  | 写真 | 音声 | 図 | 模型 | 建造物    | 構造物 | 設備 | 保存 | 現地 | 保存 |   |   |   |  |
|                |                                      |        | 文字・図・音声・映像 | 金銭 | 石碑 | 瓦葺き | 瓦葺き | 写真 | 音声 | 図 | 模型 | 建造物    | 構造物 | 設備 | 保存 | 現地 | 保存 |   |   |   |  |
| 歴史文化性          | 秘められた史実としての価値                        | △      | ●          | —  | —  | —   | △   | △  | △  | △ | ○  | —      | —   | —  | ○  | —  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 史的人物との関わりとしての価値                      | ○      | ●          | —  | —  | —   | ●   | △  | △  | △ | ●  | —      | —   | —  | ○  | —  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 後世に伝えたいメッセージ<br>(伝承的価値)              | ○      | ●          | —  | —  | ○   | ○   | ○  | ○  | △ | △  | ●      | —   | —  | —  | ○  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 現代人がそのものから学ぶ教訓<br>(教訓的価値)            | ○      | ●          | —  | —  | △   | —   | ○  | △  | △ | ○  | ○      | —   | —  | —  | ○  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 土木施設が作った風土文化<br>(風土形成価値)             | ●      | ○          | —  | —  | ○   | —   | ●  | ●  | △ | △  | △      | —   | △  | —  | ○  | △  | ○ | △ | ○ |  |
|                | 文化芸術の舞台としての<br>土木施設の価値               | ○      | ●          | —  | —  | ○   | —   | ○  | ○  | ○ | ○  | ○      | ●   | —  | —  | ○  | △  | — | — | ○ |  |
|                | (懐古的価値)                              | ○      | △          | —  | —  | ○   | —   | ○  | ○  | ○ | ○  | ○      | —   | △  | ○  | —  | —  | △ | ○ | ○ |  |
| 技術歴史性          | 原型の卓越性                               | △      | △          | ●  | △  | △   | ○   | ○  | —  | — | —  | ○      | —   | —  | ○  | —  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 地域社会への貢献度                            | ○      | △          | △  | ●  | △   | △   | ○  | —  | — | —  | ○      | —   | —  | ○  | —  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 技術革新性（エポックメイキング）<br>(歴史を画するものとしての価値) | △      | ○          | ○  | ○  | —   | ●   | ○  | —  | — | —  | ●      | —   | —  | △  | ○  | —  | — | ○ | ○ |  |
|                | 唯一性等希少価値                             | ○      | ○          | ○  | ●  | ○   | ○   | ○  | —  | — | —  | ○      | —   | —  | —  | ○  | —  | — | — | ○ |  |
| 審美性            | 最大・最高・最良・最古等<br>(歴史記憶性の価値)           | △      | ○          | ●  | —  | ○   | —   | △  | △  | △ | △  | △      | ○   | —  | ○  | △  | △  | ○ | △ | ○ |  |
|                | ランドマーク性<br>(シンボリック価値)                | △      | —          | △  | △  | ●   | △   | △  | △  | △ | ○  | —      | ○   | ○  | △  | ○  | —  | — | — | ○ |  |
|                | 審美的重要性価値                             | △      | —          | —  | —  | —   | —   | △  | △  | △ | ○  | ○      | ●   | ●  | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |  |
| 知的充足感          | 学術的価値                                | △      | ●          | ○  | ○  | —   | —   | —  | —  | — | ●  | —      | —   | ○  | ○  | —  | —  | — | — | ○ |  |

○：価値あるものとして認識されているもの  
●：価値あるものとして認識されているもの  
△：価値あるものとして認識されているもの  
—：価値あるものとして認識されていないもの



図－1 土木遺産の分類と保存手法の関係

分類と保存手法との関係を、図－1に示す。

以下、分類別にそれぞれの特徴について論述する。

#### (1) 名称

施設（もしくは事業）名称の保存は、最も簡単でありその利用法によっては非常に効果的なものである。

名称には、地域のアイデンティティの醸成や風土の形成効果があるのみでなく、地域のシンボルとしての価値も非常に高い<sup>2)</sup>。

名称が地域のシンボルとなった著名なものとして豊橋の例がある。当初吉田という集落名であった場所に豊川にかかる橋として豊橋が施工され、現在では豊橋が市の名称になっている。翻って、日本最古のコンクリート橋が現存しているが無名橋となって

いる。これは土木遺産の伝承に失敗した事例であろう。

また、古来より景勝地の評価選定として用いられている「八景」もこの名称の保存に含まれる。近年、新しい八景の指定を行ない、地域のPR等に活用している事例が散見されるが、地域への影響は極めて大きく<sup>3)</sup>名称という無形土木遺産の効果的な保存事例といえよう。

現代でも地域のアイデンティティの形成、風土形成のため、富士川22選、多摩川八景といった選定が試みられているが、これも八景と全く同様と考えてよく、名称という形での土木遺産の継承への試みに他ならない<sup>4)</sup>。名称が認定証という記録に残され、案内図や記念碑という形で現地に痕跡が復活され、祭といった形で伝承されていく。このような複合的・相乗的な保存の核となるものが名称であろう。

#### (2) 土木工法

土木遺産としての土木工法には、施工法はもとより、材料の調達・加工手法、といったものまで含まれる。例えば河川の伝統工法である粗朶沈床工法においては、その材料である粗朶自身が入手困難であり、またその連柴結束についても経験と知識が要求される<sup>5)</sup>。

工法の保存・伝承は、書物や映像による保存が考えられる。特に映像による保存は技術の再現を行な

う上で今後非常に重要となってくる。

また、工法が儀式の一つとして伝承されている場合がある。例えば労働歌である<sup>6)</sup>。築堤・締め固めが人力で行なわれていた時代、施工性の向上のためには多くの人間がタイミングを合わせる必要があり、そのためいわゆるよいとまけ・労働歌が発生した。これらの歌詞には土木工法の一部が<sup>7)</sup> 伝承されている。

さらに、この場合に最も重要な保存伝承は、伝承者（人材）の育成であろう。これは文化財保護法にいう重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に対応すると言っても良い。この技能継承は、重要かつ困難な課題であり、そのための施策も必要とされている。建設省で平成4年度から行なっている建設マスターの表彰も、このための施策の一つに位置付けられよう。

### (3) 史実

これには、当該施設計画の着想、調査設計における工夫、事業化への調整、用地交渉の経緯、地元調達の内容、過去の史実等、である。これらの情報は、現在においては一般には人、もしくは組織におけるノウハウとして口伝の形で伝えられ、歳月の中に埋没してしまう場合が多い。しかしこれらの史実はその時代の生活文化とも密接な関係を有し、考古学等の他分野の学術的価値をも包含している（実際、考古学とは人類の生活に関する物理的痕跡を材料として人類の歴史を明らかにしようとする学問であり、その痕跡には古墳や条里跡、建造物基礎等の土木施設が非常に多い）。用地交渉などの経緯は土地所有の考え方の変遷と不可分であり、調整の内容は時代の社会構造を反映しているはずである。

さらに過去の事業そのもの、または事業にまつわる逸話等は民話や祭の形で伝承されている。例えば鬼が架けた橋の民話は全国に残っている。また四国高松の膝神社のように、ため池築造時の人柱といった土木事業にまつわる悲しい事実が縁起として伝承されている事例もある。

### (4) 行事儀式等

行事儀式には、祭礼、歌・音曲、イベント、儀式等が含まれる。

土木事業の完成は地域の悲願の達成であり、その日はお祝いとなる。そのお祝いが全国的にも有名な祭となったものの代表に、山形の花笠踊りがある<sup>7)</sup>が、これは感謝祭の一形態と考えられる。また事業における技術者が神としてまつられている事例がある。江戸時代初期の讃岐の築堤技術者・矢延平六である<sup>8)</sup>。また彼への感謝の祭である「ひょうげ祭」は3百余年行なわれており、現在では香川県指定民俗文化財となっている。

さらに土木事業には悲しいことに前述の膝神社の人柱のみならず、事業における殉職者等の犠牲者が少なからず存在する。このため慰霊祭が行なわれている場合が多い。

近年の事業である井川ダム・佐久間ダム等においても、慰霊祭と感謝祭を含めた総合的なイベントが行なわれている<sup>8)</sup>。

また、これらの行事儀式は通常定期的に行なわれ、ともすれば時間と共に風化していく事業に対する心を伝承していく手法としても極めて効果的である。

## 5. おわりに

土木事業とはそもそも地域の悲願達成の事業である。従って後世に残すべき文化には、その悲願の内容、達成へのプロセス、達成時（施設完成時）の喜びが大きなウェイトを占めると考えられる。これらを伝承する手段として土木遺産を考えた場合、無形土木遺産の価値が明らかになってくる。

### 参考文献

- 1) 竹林征三・島谷幸宏・天野邦彦；歴史的土木文化遺産の評価と保存の考え方，土木史研究 No.15， 1995
- 2) 竹林征三；文化遺産としての土木施設の名前に関する研究，土木史研究 No.15， 1995
- 3) 竹林征三・皆川朋子；我が国におけるダム湖水景勝地指定の歴史的考察，土木史研究 No.15， 1995
- 4) 竹林征三・望月正；河川における土木遺産の評価と伝承法に関する研究，土木史研究 No.15， 1995
- 5) 河川伝統工法研究会；河川伝統工法， 1995
- 6) 房前和朋・竹林征三；労働歌・どんつき節の変遷からみる築堤工法の土木史，土木史研究 No.15， 1995
- 7) 竹林征三；ダム・ダム湖名称考 XXX，ダム日本 No.586， 1993
- 8) 竹林征三；ダム・ダム湖名称考 XXIX，ダム日本 No.585， 1993